

平成30年度 河内長野市立東中学校 いじめ防止対策基本方針

平成30年4月

1. いじめ防止基本方針【さ・し・す・せ・そ】

- * **さ** : 最悪の事態を想定して
- * **し** : 慎重に
- * **す** : 素早く
- * **せ** : 誠意をもって
- * **そ** : 組織をあげて対応する

法的根拠

(1) (「いじめ防止対策推進法」より)

第13条

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

■ 「いじめ」とは ※いじめ防止対策推進法より

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものとする。

※かつての定義「自分より弱い者に対して一方的に」「継続的に」「深刻な苦痛」という要素は、含まれていません。

つまり、いじめの「芽」やいじめの「兆候」、それもいじめになります。

いじめの認知を正確に行うことが極めて重要になってきます。

そのためには組織で認知し対応することが重要です。

■ いじめの「基本認識」

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
 - ② いじめは重大な人権侵害であり、人として許される行為ではない。
 - ③ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- **大人が気づきにくい判断しにくい形で行われることが多い！**
 - **ささやかな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持つこと。**
 - **早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要。**

◇いじめのレベルを知る◇

※H26 問題行動への対応チャート（大阪府）

レベル1	ことばによるからかい 無視 ・ 攻撃的な言動（荒っぽい言葉遣い、乱暴な振る舞い）
レベル2	仲間外れ ・ 悪口 ・ 陰口 ・ 軽度の暴言
レベル3	暴言・誹謗中傷行為（「死ね」「うざい」等の書き込み、集団による誹謗中傷、態様が悪質で被害が大きい） 脅迫・強要行為（態様・被害・影響の比較的軽いものでレベル4に至らないもの） 暴力（蹴る・叩く・足をかける等の態様、被害・影響の比較的軽いものでレベル4の暴力にあたらぬもの）
レベル4	重い暴力・傷害行為 重い脅迫・強要・恐喝行為（金品を求める、屈辱的な行為をさせる等、大きな被害を及ぼすような行為のうち、レベル5に至らないもの）
レベル5	極めて重い暴力・傷害行為・脅迫・強要・恐喝行為 （態様・被害の程度・背景事情を考慮する）

■ いじめに対する「措置」

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることができない。

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。（少なくとも3ヶ月を目安とする）

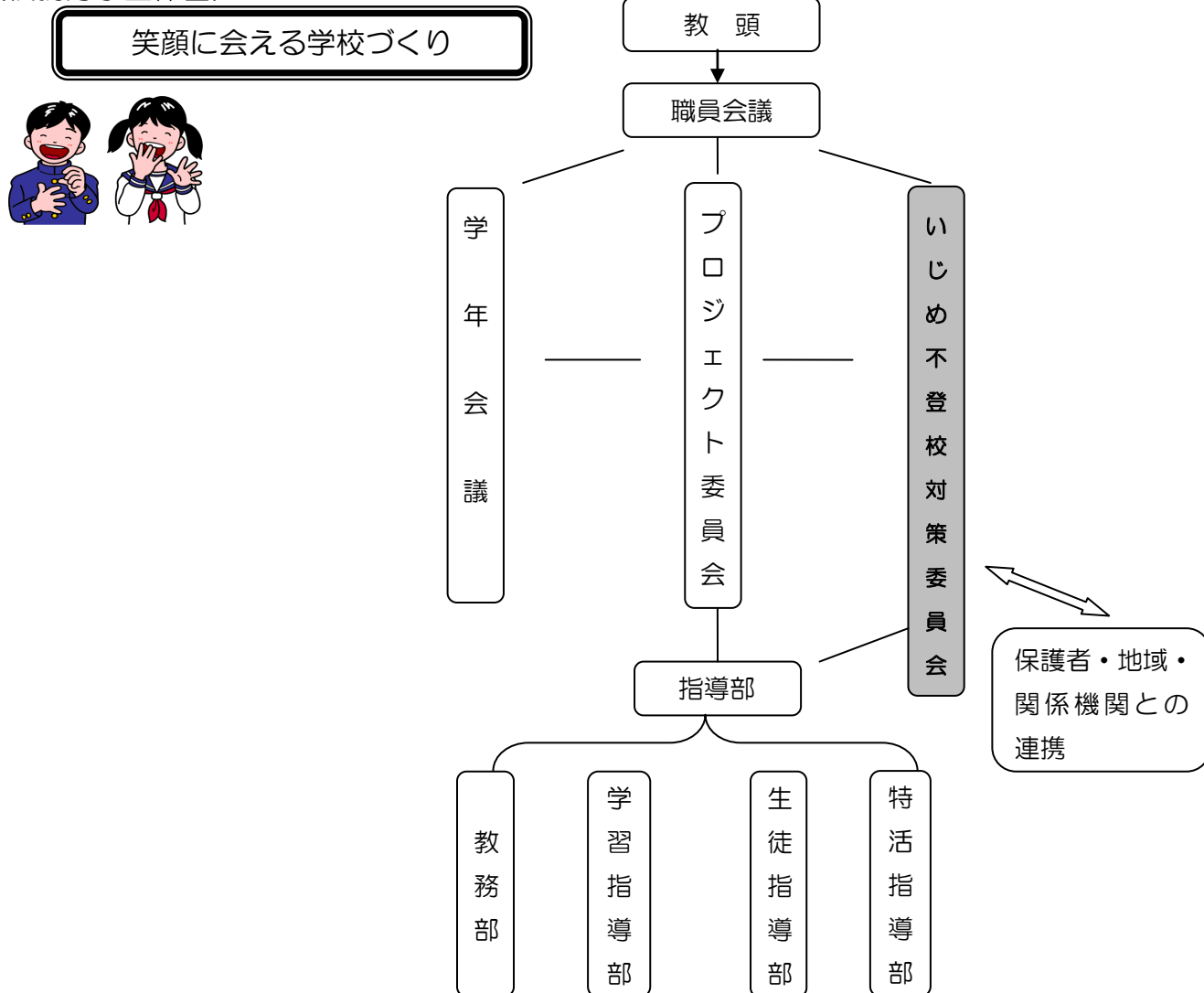
つまり、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行わなければならない。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。**被害生徒本人およびその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等で確認する。**

2. いじめ・不登校対策委員会の設置

(校務分掌全体図)



(1) 設置目的 (役割)

学校全体で総合的ないじめ・不登校対策を行う中核のチームとして位置づけ、組織的な対応を行う。

(2) 構成員

校長・教頭・生徒指導主事・学年主任・児童生徒支援加配教員・支援教育コーディネーター・養護教諭・不登校担当・スクールカウンセラー・関係教職員

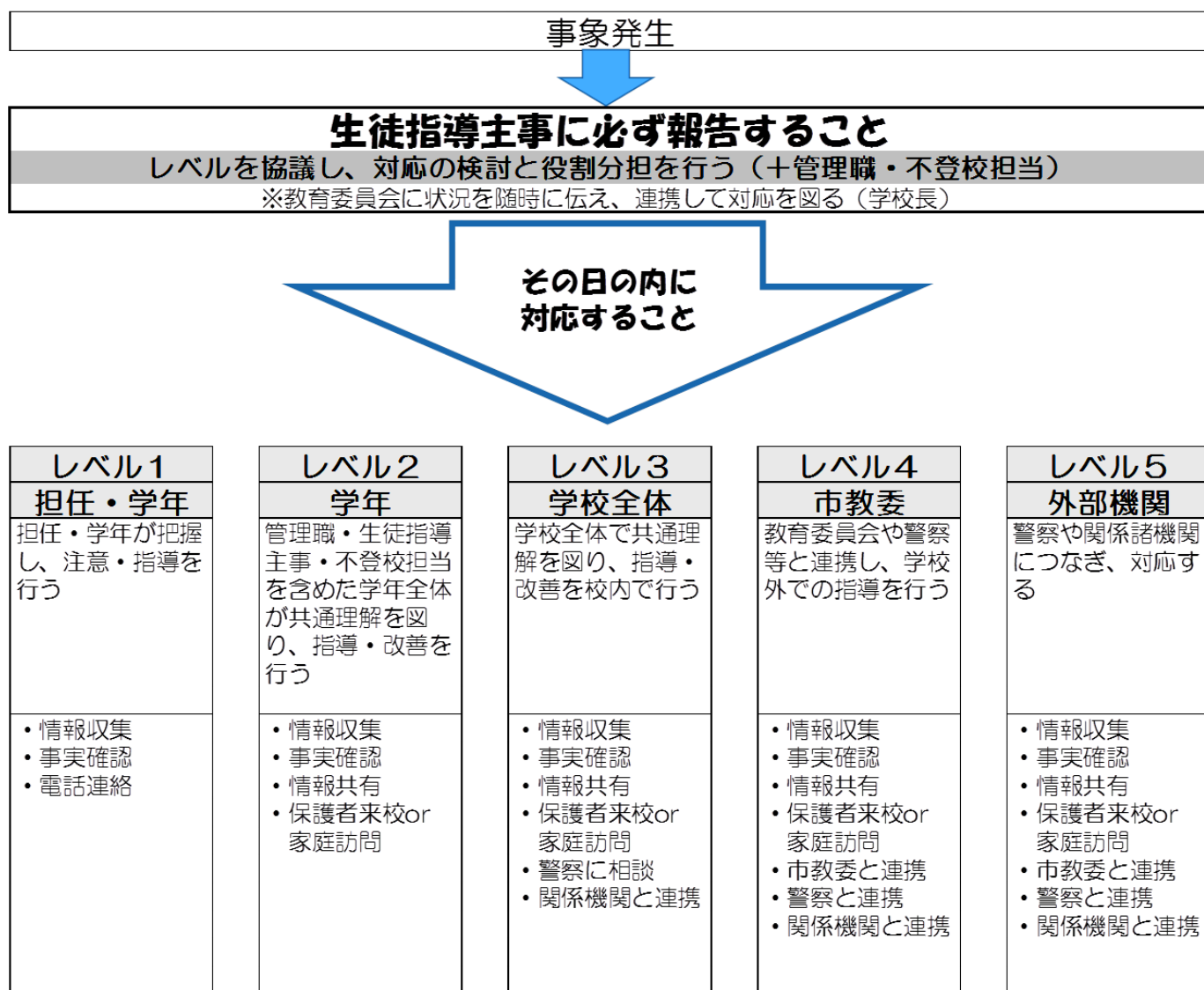
(3) 活動内容

- ① いじめ基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証等を行う。
- ② いじめ・不登校の情報の把握や相談・通報の窓口となる。
- ③ 個別事案において、事実確認や対応策等の検討を行う。(時系列で整理・記録)
- ④ 教職員の資質向上のための校内研修を行う。

(4) 開催

年度初めの開催に加えて、月1～2回程度、いじめ・不登校対策委員会を開催する。その際には、いじめ・不登校の情報把握に努め、今後の指導・支援方針を検討する。いじめ事案発生時(レベル2以上)は臨時に設ける場合もある。

《いじめ対応の基本的な流れ》



継続的な観察・指導
 保護者との連携
 関係機関との連携

改善が見られた場合、校内での対応を継続し、見守る（3ヶ月が目安）

- 1) 遅くとも2日目までに正確な事実把握、情報収集を行う。
- 2) 担任等は、電話連絡や家庭訪問をして現時点までの報告を保護者に行う。
- 3) 3日目以上たつて解決が見られないときは、
 「いじめ・不登校対策委員会」を開き、対応策を実行する。
- 4) 5日以上たつて解決が見られないときは、再度会議で対応策を検討する。
 （※誰が、誰に、いつまでに、何をするか、関係機関との連携も含め、目標を立てる。）
- 5) 保護者へ対応策を正確に示し、協力を願う。以降、情報提供をこまめに行う。

3. 年間計画

- 組織体制の整備
- 年間計画の立案・実施を行い、学校全体でいじめ不登校問題に取り組むこととする。

【学校全体（指導部等）】

	行事予定	未然防止	早期発見
4月	いじめ・不登校対策委員会① 職員会議 家庭訪問	・ 指導方針・指導計画等の確認 ・ 道徳・総合・特別活動の学習計画への反映	・ 生徒・保護者への相談窓口の周知 ・ 家庭訪問での家庭状況の把握
5月	PTA総会 いじめ・不登校対策委員会② 1年宿泊学習 2年校外学習 カウンセリング	・ いじめ防止基本方針の趣旨説明 ・ 集団づくり（学年・学級） ・ アンケートの実施 全 いじめアンケート	・ 地域への相談窓口の周知
6月	3年修学旅行 カウンセリング いじめ不登校対策委員会③	・ 集団づくり（学年・学級） ・ アンケートの実施 全 QUテスト	・ カウンセリングの実施（全）
7月	2年職業体験学習 期末懇談 いじめ・不登校対策委員会④	・ 集団づくり（学年・学級） ・ 犯罪防止教室 ・ 教職員研修 （QUテスト&学年会議）	・ 期末懇談での情報把握
8月	小中合同リーダーサミット		
9月	体育大会 いじめ・不登校対策委員会⑤	・ 集団づくり（学年・学級） ・ 生徒情報の共有 ・ スマホ携帯安全教室（保護者向け）	・ カウンセリングの随時実施
10月	合唱コンクール いじめ・不登校対策委員会⑥ カウンセリング（1, 2年）	・ 集団づくり（学年・学級）	・ カウンセリングの実施（全）
11月	土曜参観 いじめ・不登校対策委員会⑦	・ 集団づくり（学年・学級） ・ アンケートの実施 全 いじめアンケート ・ 親学習（保護者向け）	・ カウンセリングの随時実施
12月	期末懇談 いじめ・不登校対策委員会⑧	・ 学校教育自己診断（いじめの実態調査）	・ 期末懇談での情報把握
1月	いじめ・不登校対策委員会⑨	・ アンケートの実施 全 いじめアンケート	・ カウンセリングの随時実施
2月	いじめ・不登校対策委員会⑩	・ クラス分け会議	・ カウンセリングの随時実施
3月	いじめ・不登校対策委員会⑪	・ クラス分け会議	・ カウンセリングの随時実施

【各学年（道徳、総合、特別活動等）】

	1年	2年	3年
4月	<ul style="list-style-type: none"> 学級開き（担任の思いを伝える） 学年オリエンテーション 仲間づくり（生徒のやりとりからいじめを許さない取り組み） スマホ携帯安全教室 	<ul style="list-style-type: none"> 学級開き（担任の思いを伝える） 学年オリエンテーション 仲間づくり（いじめを許さない姿勢を涵養する） スマホ携帯安全教室 	<ul style="list-style-type: none"> 学級開き（担任の思いを伝える） 学年オリエンテーション 仲間づくり（いじめを許さない姿勢を涵養する） 修学旅行に向けた取り組み（平和学習、民泊、クラスミーティング等）
5月	<ul style="list-style-type: none"> 班長会議、班づくり 仲間づくり 人権教育（支援学級） 宿泊学習に向けた取り組み（学年レク等） 	<ul style="list-style-type: none"> 班長会議、班づくり 仲間づくり 校外学習に向けた取り組み（学年レク等） 職業体験学習に向けた取り組み（キャリア学習等） 	<ul style="list-style-type: none"> 班長会議、班づくり 仲間づくり 修学旅行に向けた取り組み（平和学習、民泊、クラスミーティング等）
6月	<ul style="list-style-type: none"> カウンセリング 男女共生教育（自分について） 	<ul style="list-style-type: none"> カウンセリング 職業体験学習に向けた取り組み（キャリア学習等） 男女共生教育（男女の付き合い方） 	<ul style="list-style-type: none"> カウンセリング 進路学習
7月	<ul style="list-style-type: none"> 体育大会に向けた取り組み（団の結成、運営等） 	<ul style="list-style-type: none"> 体育大会に向けた取り組み（団の結成、運営等） 	<ul style="list-style-type: none"> 体育大会に向けた取り組み（団の結成、運営等）
8月	<ul style="list-style-type: none"> 体育大会に向けた取り組み（団活動） 	<ul style="list-style-type: none"> 体育大会に向けた取り組み（団活動） 	<ul style="list-style-type: none"> 体育大会に向けた取り組み（団活動）
9月	<ul style="list-style-type: none"> 体育大会に向けた取り組み（団、学年種目等） 	<ul style="list-style-type: none"> 体育大会に向けた取り組み（団、学年種目等） 	<ul style="list-style-type: none"> 体育大会に向けた取り組み（団、学年種目等）
10月	<ul style="list-style-type: none"> 合唱コンクールに向けた取り組み 	<ul style="list-style-type: none"> 合唱コンクールに向けた取り組み 	<ul style="list-style-type: none"> 合唱コンクールに向けた取り組み 進路学習
11月	<ul style="list-style-type: none"> 人権教育（国際理解） カウンセリング 		<ul style="list-style-type: none"> 部落問題学習
12月	<ul style="list-style-type: none"> 人権教育（親楽習） 進路学習 		<ul style="list-style-type: none"> 進路学習
1月	<ul style="list-style-type: none"> 平和学習 		<ul style="list-style-type: none"> 進路学習
2月	<ul style="list-style-type: none"> 学年行事に向けた取り組み 	<ul style="list-style-type: none"> 進路学習 学年行事に向けた取り組み 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共生教育（自分の未来について） お別れ会に向けた取り組み
3月	<ul style="list-style-type: none"> 平和学習 		<ul style="list-style-type: none"> お別れ会

※詳細については、教育計画（道徳教育目標）参照